

返戻金制度

弊社からの紹介により就職した求職者の方が、就業開始後（入社日を起算日とします）、以下に定める期間に自己都合によって退職（退職日を算定日とします）した場合、退職日から2週間以内に、求人者からその事実を証明する退職届や離職証明書等を弊社へ提出頂いた場合に限り、弊社は求人者より受領した報酬の一部を返還します。ただし、退職が、求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の50%
- ・入社後2ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の30%
- ・入社後3ヶ月未満に退職した場合、成功報酬の10%

尚、求人者と弊社との契約において、上記と異なる取り決めを行う場合がございます